

高梁市タクシー利用助成制度（実証事業）について

1、制度の現状

- ・実証期間 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで
- ・対象者 高梁市に住民票を持ち現に居住する65歳以上の方で、運転免許（原動機付自転車免許を含む）を保有していない方
- ・対象地域 高倉町飯部・田井／落合町福地／成羽町下日名・上日名
- ・助成内容 申請者に利用者証（顔写真入り）を発行し、1人当たり12,000円分のタクシー利用助成券を支給（500円×24枚）
※1か月あたり3,000円（500円×6枚）を基準とする。

2、現在の利用状況（R2.12月末現在）

地区 / 65歳以上人口	登録者数 / 交付金額	利用者数 / 枚数 / 利用金額
高倉町飯部地区	114人	1人 12,000円
// 田井地区	199人	11人 132,000円
落合町福地地区	150人	16人 192,000円
成羽町下日名地区	117人	14人 168,000円
// 上日名地区	62人	4人 48,000円
計	642人	46人 552,000円

※対象地区65歳以上人口のうち登録者の割合 7.2%

※当初試算では、高梁市の運転免許非保有率44%で対象者約278人

3、助成制度の導入による地域公共交通の整理

路線廃止(休止)については、地域からの要請により、R2.12月に落合町福地地区、成羽町下日名・上日名地区において、地元説明を行い、町内会回覧文書および市広報紙1月号で広報を実施。

生活福祉バス 福松線（市運行委託）	令和3年1月末で休止
畑上 乗合タクシー（市運行委託）	令和3年1月末で休止
福地 乗合タクシー（地域運営）	令和3年3月末で廃止

4、利用者アンケートによる検証

3月下旬を目途に利用登録者に対し、アンケートを実施し、利用実態について検証を行うとともに、利用対象者など広い範囲でのアンケート等の実施も検討し、制度の充実及び対象地域拡大の検証資料とする。

5、今後の制度運用について（案）

（1）対象地域の拡大

- 第2次計画に基づく路線バス等の公共交通機関の見直しにより、公共交通空白地帯となる場合等の、最低限の生活交通の補完として、乗合タクシーの一時的な増便や、タクシー利用助成制度の対象地域の導入拡大を検討する。
- 導入拡大にあたっては、タクシー事業者の稼働状況などを把握しながら、事業者支援策についても検討を進める。

（2）実証事業の継続実施について

本格実施に向けては、今後の実証地域の拡大及び利用実態による十分な検証が必要であるため、令和3年度から当面の間、実証事業として期間を定めず継続実施を行いたい。

（現行の3地域の今後の運用について）

- すでに利用登録を行っている者には、4月からの更新の意向を確認のうえ、1年度分の利用助成券500円券72枚（36,000円分）を発行する。
- 4月以降に登録を行なう者については、利用者証を交付した月から令和4年3月分までの月数に、月当たり500円券6枚（3,000円分）を乗じた枚数の利用助成券を発行する。